

平成29年(ワ)第180号 損害賠償請求事件  
原告 島 明宏  
被告 崔 勝久 外1名

## 準備書面(1)

平成29年5月29日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

被 告 崔 勝久

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告崔との間に生じた部分については、原告の負担とする  
との判決を求める。

### 第2 訴状の「第2 請求の原因」に対する認否

- 1 「1 当事者」について
  - (1) (1)のうち、「名の知れた存在である」は不知、その余は認める。
  - (2) (2)については、認める。
- 2 「2 本件の経緯」について
  - (1) (1)のうち、「原告は、被告らと共に海外に渡り、広くメーカー原告を集めるための集會に参加・開催するなど」については否認し、その余は認める。

原告が海外での集會を開催・主催したことは一度もなく、韓国、台湾においても現地の集會はすべて被告崔が段取りをして、島弁護士の講演が実現されたものである。
  - (2) (2)の第1段落は、「原発メーカー訴訟と直接関係の無い」、「その傾向が顕著になった。」はいずれも否認し、その余は認める。

第2段落は、「一向に改善される様子がなく」は否認し、その余は認める。

第3段落は、「突如」、「弁護団の代表である原告が、理由もなく訴訟の会事務局長の解任を迫っているかのような誤解を抱くに至り」は否認し、「これによって、メーカー原告の多くは、原告と被告崔との対立を初めて知ることとなり」は不知、その余は認める。

第4段落は、「原発メーカー訴訟とは無関係の内容」、「原発メーカー訴訟の運動を私物化するかのような行動を続けた。」、「本ML等への様々な投稿等を部分的に切り貼りして、意図的な文章を作出して発信するなどの行為にまで及んだことから、」は否認し、その余は認める。

- (3) (3)の第1段落は、否認する。

被告崔は、訴訟の会及び本人訴訟団の事務局長の責務として、訴訟の会MLやフェイスブック、ブログを通して、弁護団、特に弁護団長である原告の弁護士としてあるまじき言動の実態を知らしめるために行った公的発言であり、それは「虚偽の事実」でもない。

第2段落のうち、「訴訟の会の会計において、一部不明瞭な支出があるとの指摘があり、」、「2014年10月4日、被告崔に対して資料等の引き渡しを求めた。しかし、被告崔は、当時訴訟の会の会計担当であった訴外大久保徹夫氏と協議することもなく、これを拒否した。」、「原告を攻撃するための」については、いずれも否認し、「原告は適切な訴訟運営及び監査の必要性から」については不知、その余は認める。

- (4) (4)の第1段落のうち、「原告崔からのこれらの常軌を逸した行動」、「原告及び本弁護団を誹謗中傷する内容」については、いずれも否認し、「信頼関係の回復に努めよう」とについては不知、その余は認める。

第2段落のうち、「原告が違法・不当な行為によって被告らの代理人を辞任したかのような虚偽の事実を」については否認し、「原告及び本弁護団は、もはや被告崔との信頼関係を回復することは不可能であると判断し」については不知、その余は認める。

第3段落は、認める。

- (5) (5)の第1段落のうち、2014年12月に原告が刑事告訴されたこと、訴外阪口が原告の所属する東京弁護士会に対し訴訟の会名義で懲戒請求を申し立てたこと、被告朴が本Mにて原告を刑事告訴したこと及び懲戒請求したことを流したことは認めるが、その余は否認する。

この告訴と懲戒請求には、被告崔は一切関与していない。訴外阪口と被告朴が「訴訟の会」事務局と相談することなく、独断で勝手に行ったものである。

第2段落の外形的事実を認めるが、被告崔が関与していたかの部分については否認する。被告崔は、これらの事実についても一切関与していない。

第3段落は、不知。

- (6) (6)のうち、第1文は認める。

第2文のうち、2015年6月3日に原発メーカー訴訟の第1回進行協議期日が東京地方裁判所で行われたことは認めるが、その余は否認する。

第3文のうち、被告崔がブログとフェイスブックで公開した事実は認めるが、その余は否認する。

第4文のうち、「本弁護団を誹謗中傷する書込みを行った」点は否認し、その余は認める。

進行協議は、被告メ-カ-3社から各3名、原告側6名であり、原告1～2名の参加を求めることは当然である。弁護団は「書記官が『参加

者は代理人でなければならない』と主張していたが、書記官は、「原告の参加は全く問題がなく、不明点あれば質問し発言も自由」と答えている。弁護団は、「裁判の主体は原告でなく、法定代理人である弁護士である」という誤った考え方、権威主義的な価値観に固執しているものである。

進行協議を主催したのは東京地方裁判所であり、被告朴は書記官の許可を得て原告として出席したのであり、強行出席ではない。

また、進行協議の内容を速やかに原発メーカー訴訟の原告らに報告することは、事務局の責務である上、弁護団の姿勢を批判したにすぎず、これは非難・中傷ではない。

- (7) (7)の第1段落のうち、2015年7月13日に原発メーカー訴訟係属裁判所に対し被告らの同事件訴訟代理人の辞任届けを提出したこと、フェイスブックに原告指摘の書き込みがあることは認めるが、その余は否認する。

原告弁護団は2014年12月6日に被告崔の代理人辞任を公表しながら、実際に東京地裁にはその7か月後の2015年7月13日に代理人の辞任届を提出した。それは同年8月28日の第1回目の原発メーカー訴訟の口頭弁論が始まる1か月半前のことであった。

また、原告は、書記官の承諾を得て進行協議に参加した被告朴を「強行出席」、「非難」を口実に、弁護団の指示に従わなかったとして、その代理人も辞任した。

原告は、2014年の12月30日に被告崔を呼び出し、同被告に対し「裁判所側の混乱を避ける為に、崔さんの方で弁護士解任の手続で本人訴訟をする人たちを代理人を立て東ねてほしい」との依頼をしたが、被告崔は、弁護団が同被告の代理人辞任を公表しながら東京地裁にその手続をしてないことを問い質し、その後、前述したように、弁護団は口頭弁論が間近になり、ようやく地裁への手続をしたのである。

第2段落のうち、被告らが虚偽の事実や原告の行為が弁護士職務倫理規程に抵触する等の読み手に誤解を招くような書き込みをしたとの点は否認し、その余は認める。

第3段落のうち、原告の指摘する書き込みやハガキに書かれている内容が非難する内容のものであったとする点、「これによってインターネットを観ず、それまでの経緯を知らなかったメーカー原告らに、多くの虚偽を含む被告らの一方的な言い分による、原告及び本弁護団に対する誹謗中傷が実行された。」との点については、いずれも否認し、その余は認める。

第4段落は、認める。

- (8) (8)のうち、「本弁護団や原告を中傷する」との部分は否認し、その余は認める。

- (9) (9)については、認める。

### 3 「3 被告らの不法行為」について

(1) (1)の第1段落のうち、被告らの書込みが「虚偽の事実」であるとの点は否認し、その余は認める。

第2段落のうち、「虚偽の内容の投稿」との部分は否認し、その余は認める。

第3段落の第1文のうち、被告崔が原告に対し実質的に3回にもわたって懲戒請求の申立てを行ったことについては否認し、その余は認め、第2文については不知。

第4段落については、不知。

第5段落については、否認ないし争う。

(2) (2)のアについて、第1段落は、これに記載している判決のあることは認める、第2段落は、否認ないし争う。

イについては、否認ないし争う。

4 「4 原告の損害」について

(1)及び(2)ともに、否認ないし争う。

5 「5」について争う。

### **第3 平成29年3月23日付け原告準備書面(1)に対する認否**

否認ないし争う。

### **第4 同年5月2日付け同準備書面(2)に対する認否**

1 「第1」について

(1) 1の(1)については、認める。

(2)については、否認ないし争う。

(2) 2のうち、別紙1及び別紙2各「証拠」欄に記載の各証拠に記載された各「事実の摘示」欄記載の事実については認めるが、その余については否認ないし争う。

2 「第2」について

(1) 1の(1)、(2)及び(3)については、いずれも否認ないし争う。

(2) 2の(1)、(2)及び(3)についても、いずれも否認ないし争う。

### **第5 被告の主張について**

1 名誉ないし信用を毀損する不法行為との主張に対して

(1) 被告らの表現行為が原告の名誉ないし信用を毀損しないことについて

原告は、被告らの表現行為について、いずれも不法行為であり、原告の名誉ないし信用を毀損する旨主張している(訴状9頁、10頁)。しかしながら、被告らの表現行為は、いずれも、原告の名誉ないし信用を毀損するものではない。

特定の記事が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として解釈した意味に従って判断すべきである(最高裁判所昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。

そして、特定の記事を読む一般の読者は、通常、当該記事のうち名誉毀

損の成否が問題となっている記載部分のみを取り出して読むものではなく、記事の全体及び記事の前後の文脈から当該記事の意味内容を認識し、又は理解し、これに評価を加えたり、感想を抱いたりするものであると考えられることから、特定の記事がどのような意味内容の事実を摘示し、又は意見若しくは論評を表明するものか、及びそれが他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかの判断に当たっては、名誉ないし信用毀損の成否が問題とされている記載の内容のみから判断するのではなく、当該記事の記載全体における位置付けや表現方法ないし態様、前後の文脈等を総合して判断しなければならない。

そこで、このような観点から、被告らの表現行為がどのような意味内容の事実を摘示し、又は意見若しくは論評を表明するものか、及びそれらが原告の社会的評価を低下させるものかどうかについて検討すると、いずれも、原告の社会的評価を低下させるものではない。

詳細については、おって主張する。

## **(2) 被告らの表現行為について違法性阻却事由又は責任阻却事由があることについて**

事実を摘示することによる名誉毀損については、当該事実を摘示する行為が公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合において、摘示された事実の重要な部分が真実であることが証明されたときは、当該行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、また、真実であることが証明されなかったときであっても、その行為者が真実と信ずるについて相当の理由があるときには、当該行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないものと解される（最高裁判所昭和41年6月23日第一小法廷・民集20巻5号1118頁，最高裁判所昭和58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

さらに、特定の事実を基礎としての意見又は論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見又は論評としての域を逸脱したものでない限り、当該行為は違法性を欠くというべきであり、仮に証明がないときにも、行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当な理由があれば、その故意又は過失は否定されると解されている（最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷・民集51巻8号3804頁）。

そこで、被告らの表現行為について検討すると、いずれの表現行為も、その違法性又は故意若しくは過失を欠くというべきである。

これについての詳細も、おって主張する。

## **2 原告に対する懲戒請求を不法行為とする主張について**

原告は、原告に対してなされた2016年2月22日の二次懲戒請求を被告らの不法行為と主張している。

前述したように、そもそも、一次懲戒請求は、訴外阪口と被告朴が「訴訟の会」事務局と相談することなく独断で勝手に原告を東京弁護士会に懲戒請求したものであり、これには被告崔は、一切関与していない。

被告朴は、一次懲戒請求をした後、事務局と相談することなく無断で懲戒請求や告訴をした訴外阪口のことを黙認した責任を感じ、速やかにこの懲戒請求と告訴の取消手続をして自己批判し、2015年12月21日、原告への告訴と懲戒請求を撤回する旨の【至急・謝罪】メールを、原告を含めてMLにて流し、翌22日、原告への告訴と懲戒請求を撤回した。さらに、被告朴は、翌23日、原告を含めMLにて撤回完了を報告して謝罪した。

その後の同月26日、被告朴は、MLを通じて、訴外阪口に対し「会長・事務局長の知らないところで、勝手に坂口さんと私が、島昭宏弁護士への告訴、懲戒請求した(19日(金))ことは軽はずみな勝手な行動であった」旨のメールを送った(甲59)が、その後、訴外阪口は、被告らと全く無関係に個人で原告を懲戒請求したのである。

また、阪口懲戒請求は、訴外阪口個人が一人で行ったものであり、被告らは懲戒に至らなかった経緯など全く知らない。

さらに、二次懲戒請求は、訴外田上真知子が、訴外阪口がどのような内容の懲戒請求をしたのかを全く知ることなく、これとは別個に、原告のメール、投稿、文書など膨大な具体的証拠を集めて書類を作成し、懲戒請求代表として東京弁護士会に原告の懲戒請求を申請したものであり、これに対し、被告らは、その内容が事実上又は法律上の根拠があるものと信じ、その賛同者17名の一部として名を連ねたのである。

加えて、この二次懲戒請求は原告に対する嫌がらせで行ったものでもない。

したがって、この二次懲戒請求が「事実上又は法律上の根拠を欠くものであり、被告らがそのことを知りながらあえて行ったものであって、当該懲戒請求は弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠く不法な請求である」との原告の主張には理由がない。

## 第6 原告に対する求釈明について

- 1 原告は、原告準備書面(2)の別紙1及び別紙2において、不法行為に該当するとする被告らの表現行為について、それぞれ「事実の摘示」欄に記載しているが、
  - (1) これらの表現行為の日時は、それぞれいつか。
  - (2) これらの表現行為の掲載場所は、フェイスブック、ブログ、メーリングリストへの書込みの、それぞれどれに該当するのか、表現行為ごとに特定されたい。
  - (3) これらの表現行為者が誰であるのかを、それぞれ特定されたい。
- 2 原告の主張する被告崔に対する不法行為責任は、被告朴との共同不法行為としてのものか、それとも、それぞれ単独の不法行為としてのものであるのかを明らかにされたい。

以 上